

## 新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

### 1 新型コロナウイルス感染症患者等の取扱い等

- ・入院以外の有症状者の療養期間は、原則7日間（8日目に解除）  
ただし、10日間が経過するまでは感染リスクがあるため、自身による健康観察、外出時のマスク着用、高齢者など重症化リスクの高い方との不要不急の訪問等は避ける、感染リスクの高い場所の利用や会食は避けるなどの感染予防行動を徹底すること。
- ・無症状者の療養期間は、原則7日間だが、5日目に抗原定性検査で陰性が確認できれば、5日間経過後（6日目）から解除可能であり、解除の判断は保健所に確認不要。  
ただし、7日間が経過するまでは感染リスクがあるため感染予防行動を徹底
- ・無症状者の療養期間短縮のための検査費用は、自己負担（会社都合の場合は事業主負担）
- ・無症状者の場合又は有症状者で症状軽快から24時間経過している場合は、感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えない。

#### 【参考】

区 分		見直し前（～9/6）	見直し後（9/7～）
有症状者	入院患者	発症日から10日間かつ 症状軽快後72時間	（変更なし）
	入院患者以外		発症日から <u>7日間</u> かつ症状軽快後 <u>24時間</u> （10日間が経過するまでは自主的な感染予防行動を徹底）
無症状者		検体採取日から7日間	原則：検体採取日から7日間（変更なし） 短縮： <u>5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は6日目に解除可能</u> （7日間が経過するまでは自主的な感染予防行動を徹底）
濃厚接触者		原則：5日間（変更なし） 短縮：ただし、2・3日目の抗原定性検査で陰性を確認した場合は、3日目以降待機解除可能（変更なし） （いずれの場合も7日間が経過するまでは自主的な感染予防行動を徹底）	

※1 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合

※2 自主的な感染予防行動とは、検温など健康状態の確認、外出時のマスク着用、高齢者などの重症化リスクの高い方との接触等は避ける、感染リスクの高い場所の利用や会食等は避けるなど

### 2 陰性証明について

国が定めた療養期間を終了した方の、職場復帰にあたっての陰性証明は不要です。保健所において、職場復帰に際しての検査や陰性証明の発行は行っておりません。また、医療機関に検査や証明を求めることも医療機関の業務負担になっております。職場復帰にあたり、従業員に検査や陰性証明を求めることのないようお願いします。